官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○作物統計調査規則第三条第一項の農林水産大臣が定める植物等を定める等の件の一部を改正する件（農林水産二七一）　一
〔公告〕
諸事項
官庁
公示送達、参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　五九
裁判所
破産、免責関係　六三
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　六七
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　八二
会社その他
会社決算公告　八三

告示

○農林水産省告示第二百七十一号

作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）第六条第一項及び第二項並びに第七条第八項の規定に基づき、平成十四年四月三十日農林水産省告示第千四号（作物統計調査規則第三条第一項の農林水産大臣が定める植物等を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

第四条第二項第一号中「そば及びなたねを除き、」を削る。

第五条中「別記様式第二十五号」を「別記様式第二十九号」に改める。